

## 品川シェルター設置技術者登録要綱

制定 第 190 号

平成 24 年 7 月 1 日

改正 平成 27 年 2 月 23 日 要綱 第 55 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、品川区耐震シェルター等設置支援事業実施要綱（平成 19 年要綱第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する品川シェルターの設置を適切に行なうことができる者（以下「品川シェルター設置技術者」という。）を登録するために必要な事項を定めることにより、品川シェルターの設置を円滑に進めていくことを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 建築士

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に定める建築士をいう。

(2) 建築士事務所

建築士法第 23 条の規定による登録を受けたものをいう。

(3) 建設業者

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により建設業の許可を受けたものをいう。ただし、建設工事の種類については、建築一式工事、大工工事に限る。

(4) 品川シェルター設置マニュアル

品川シェルター設置に係る設計に関するマニュアルをいう。

### (登録要件)

第 3 条 品川シェルター設置技術者の登録を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 前条第 1 号に規定する建築士であること。

(2) 品川区内に所在地を定めている建築士事務所、建設業者の本社または営業所に所属する者であること。

(3) 第 12 条に規定する品川シェルター設置マニュアルに関する講習会（以下「講習会」という。）を受講した者であること。

(4) 登録申請を行うことについて、所属する建築士事務所の開設者または建設業者の代表者の同意が得られていること。

### (登録の申請)

第 4 条 品川シェルター設置技術者として登録の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、品川シェルター設置技術者登録申請書（第 1 号様式）に、当該様式に記載された必要書類を添えて、区に提出しなければならない。

2 前項の申請は、区が定める期間に行わなければならない。

(登録の決定)

第5条 区長は、申請者より前条の規定による申請を受けたときは、申請された内容について審査し、登録の可否について決定する。

2 区長は、前項の申請が第3条各号に掲げる登録要件を満たしていると認めるときは、品川シェルター設置技術者として登録することとし、申請者に対し、品川シェルター設置技術者登録証(第2号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

3 区長は、前項の申請が第3条各号に掲げる要件を満たしていないと認めるときは、品川シェルター設置技術者登録不可通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

4 第2項の登録証の有効期間は、登録の日から3年を経過する年度の3月31日までとする。

(登録名簿)

第6条 区長は、第5条第2項の規定により登録を行なった者を品川シェルター設置技術者登録名簿(第4号様式。以下「登録名簿」という。)に掲載し、区の窓口时常備するものとし、区民の求めに応じ、閲覧の用に供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要であると認めるときは、その他の事項について登録名簿に掲載することができる。

(登録の変更)

第7条 品川シェルター設置技術者は、登録名簿に登録された事項に変更が生じたときは、速やかに品川シェルター設置技術者登録事項変更届(第5号様式)に変更事項を証する書類を添付し、区長に届け出なければならない。

2 区長は前項の規定による届出があった場合には、登録名簿の変更を行うとともに、当該品川シェルター設置技術者に登録証の再発行を行うものとする。

(登録の更新)

第8条 第5条第2項に規定する登録証の更新を受けようとする者は、登録の有効期間が満了する日の3か月前までに、更新の申請をしなければならない。

2 前項の規定による更新の申請に関する手続きは、第4条の規定を準用するものとする。

(登録証の再交付)

第9条 品川シェルター設置技術者は、交付された登録証を破損または紛失した場合は、登録証の再交付を受けることができる。

2 前項の規定による再交付を受ける場合は、第4条の規定を準用して申請をするものとする。

3 登録証の有効期間は、当該登録に係る有効期間とする。

(報告)

第10条 品川シェルター設置技術者は、品川シェルターの設置を行った場合は、品川シ

シェルター設置報告書（第6号様式）により、設置に関する報告をしなければならない。

2 区は、前項によるほか必要な報告を、品川シェルター設置技術者に求めることができる。

（登録の取り消し）

第11条 区長は、品川シェルター設置技術者が次の各号のいずれかの要件に該当するときは、登録を取り消すとともに、品川シェルター設置技術者登録取消通知書（第7号様式。以下「通知書」という。）により通知する。

- (1) 第3条各号に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 品川シェルター設置技術者より、登録を取り止める旨の申し出があったとき。
- (3) 正当な事由なく、第10条に規定する報告を行わないとき。
- (4) 品川シェルター設置技術者が建築士免許の取り消しの処分を受けたとき。
- (5) 品川シェルター設置技術者の所属する建築士事務所が、建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築士法その他関係法令等に違反し、営業停止等の処分を受けたとき。
- (6) 品川シェルター設置技術者の所属する建設業者が、建築基準法および建設業法その他関係法令等に違反し、営業停止等の処分を受けたとき。
- (7) 品川シェルターの設置について、区民に不当な勧誘を行ったとき。
- (8) 第13条第2号の規定に違反し、または違反した事実が認められた場合。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が申請者を品川シェルター設置技術者として登録することにより、この要綱の趣旨および目的を担保できないと認められるとき。

2 品川シェルター設置技術者は、前項の通知を受けたときは、速やかに、区長に登録証を返還しなければならない。

（講習会）

第12条 区は、品川シェルター設置技術者の登録に必要な品川シェルター設置マニュアルに関する講習会を実施するものとする。

2 前項講習会の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

（品川シェルター設置技術者の責務等）

第13条 品川シェルター設置技術者は次の各号の責務を負い、誠実に活動しなければならない。

- (1) 品川シェルター設置技術者は、品川シェルターの設置に関して、品川区民より依頼または相談があった場合は、それに応じるよう努めなければならない。
- (2) 品川シェルター設置技術者は、品川シェルター設置を行うにあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 品川シェルター設置技術者は、品川シェルターおよび木造住宅の耐震対策について、必要な知識、技術の向上に努めなければならない。
- (4) 品川シェルター設置技術者は、品川シェルターの設置に関する業務を行う場合、常

に登録証を携帯し、依頼者から求められた場合は、これを提示しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、都市環境部長が別途定める。

付則

この要綱は、平成24年7月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。